

令和7年度深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、物価高騰の影響を受けている中小企業者に対し、事業継続を支援するため、予算の範囲内において令和7年度深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象者要件)

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深浦町内に事業所を有する中小企業又は個人事業主若しくは深浦町内に住民登録のある個人事業主であること。ただし、農林漁業者（法人含む）及び農水産物加工事業者並びに医療・社会福祉施設運営事業者は除くものとする。
- (2) 令和8年1月31日現在において事業を行っており、給付金の受給後も事業活動を継続する意思があること。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 深浦町暴力団排除条例（平成23年深浦町条例第18号）に違反しないこと。

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、別表のとおりとする。

2 複数事業を運営する者は、主たる事業に対して給付金を交付するものとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、次の要領により町長に申請するものとする。

- (1) 別表における交付対象者は、交付申請書（様式第1号）を用いて、事業実態が分かる書類及び町長が必要と認める書類を添付すること。

ア 事業実態の確認書類（前年の確定申告書、営業許可証など事業内容が分かる

書類)

イ 町長が必要と認める書類

(申請受付期間)

第5条 給付金の交付に係る申請の受付期間は令和8年4月30日までとする。ただし、病気その他の理由により、町長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

2 郵送による提出の場合は、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(交付決定)

第6条 町長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に基づき交付金の決定通知を受けた者は、交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第8条 町長は、給付金の交付を受け、若しくは受けようとする者が虚偽若しくは不正な手段により給付金の交付を受け又は受けようとしたときは、給付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交付対象者	区分	支給金額
(1)宿泊業者	ホテル・旅館営業	20万円
	簡易宿所営業	10万円
(2)飲食業者		一律10万円
(3)建設関連事業者 次の業種を営む者をいう。 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業、ガラス工事業	法人事業者	10万円
	個人事業主	5万円
(4)小売業等		一律5万円
(5)その他個人事業		一律2万円

注) 農林水産業者（法人含む）及び農水産加工業者並びに医療・社会福祉施設運営事業者（※1）を除く。

※1) 医療・福祉施設等とは次の施設をいう。

医療（薬局、施術所等）

福祉（保育施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の社会施設）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

深浦町長 様

住 所

事業所名

代表者名

深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金交付申請書

深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

対象業種	区分	交付申請額（円）
(1)宿泊業	ホテル・旅館営業	
	簡易宿所営業	
(2)飲食業		
(3)建設関連事業	法人事業者	
	個人事業主	
(4)小売業等		
(5)その他個人事業		

【添付書類】

①事業実態の確認書類（前年分の確定申告書、営業許可証など事業内容が分かる書類の写しを1点）

②町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

深浦町長

深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記給付金について、下記のとおり決定したので
通知します。

記

1 給付金の額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

深浦町長 様

住 所

事業所名

代表者名

深浦町物価高騰対策中小企業者支援給付金交付請求書

年 月 日付第 号で交付の決定があった給付金について、下記のとおり
請求します。

記

1 給付金の額 円

2 給付金振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金種別	1.普通 2.当座 (該当するものを○で囲んでください)
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	